平成２８年（フ）第６０２号
静岡市清水区馬走北３番23号　プラスパーハイツ102
債務者　新井　順子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０５号
静岡市清水区押切1207番地　やまこマンション17
債務者　櫻田　貴久
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２４号
岡山市南区東畦２番地４リバーサイド東畦Ａ棟103号、旧住所岡山市南区西高崎93番地60
債務者　松田　真宏
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４１号
岡山市南区福富西２丁目６番３号ラ・パルテール弐番館227号室、旧住所岡山市南区福田10番地３
債務者　藤山　清恵
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８２号
東京都調布市若葉町１丁目16番地５ヤングハイムＡ105
債務者　山口　佳子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７６号
静岡市葵区一番町12番地の９、旧住所静岡市葵区田町４丁目24番地の１
債務者　鈴木　義孝
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９２号
静岡市駿河区高松１丁目25番10号
債務者　原田里知穂
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６００号
静岡市駿河区みずほ１丁目33番地の11
債務者　西久保ハルエ
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３８１号
横浜市保土ケ谷区今井町488番地１　211号
債務者　浅沼　寿美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２２号
東京都町田市下小山田町1161番地２
債務者　広瀬　貴之
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３４３号
横浜市磯子区汐見台１丁目２番地３　1210棟1043号
債務者　塚田　大地
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３５５号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目12番地１　田中ビル303号
債務者　塚田　　聖
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７３号
山形県酒田市市条字水上28番地、申立時の住所横浜市都筑区川和町805番地３　グリーンハウスＢ102
債務者　添田みゆき
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３４７号
横浜市戸塚区小雀町1914番地３
債務者　白石ひろ子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３５６号
横浜市神奈川区菅田町318番地17　マリーンコーポ202号
債務者　瀧澤由紀夫
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部